



みやぎ税務会計事務所通信

《 2026 年 新春号 》



税務の話題

「令和8年度 税制改正大綱」が発表されました

令和7年12月19日に発表された「令和8年度 税制改正大綱」をお届けいたします。

「投資により生産性が向上し、その果実が分配されることで国民が豊かになり、それが更に新たな投資につながる好循環を実現していく」

という、今、求められている観点で、税制についても議論されたものだそうです。

作成者が「最も重視」「力を入れたい」と考えているポイント

どこまで違いが出るか!?
と思いましたが、
ほぼ同じですね！

流行りの生成 AI に「第一 令和 8 年度税制改正の基本的考え方」から
ポイントを 3 点挙げてもらいました！

ChatGPT	Gemini
① 「強い経済」を実現するための投資主導の成長戦略 ② 物価高への対応と国民生活の実質的防衛 ③ 税制の公平性・信頼性の回復	① 「178万円の壁」への対応と物価連動性の導入 ② 「責任ある積極財政」による投資の促進 ③ 「公平性」の確保と租税回避への厳格な対応

＜以下「基本的考え方」の項目番号と項目名にて記載しております＞

I. 物価高への対応

(1) 物価上昇局面における基礎控除等の対応

基礎控除・給与所得控除を物価に連動して見直す。(令和8年分・令和9年分)

[基礎控除] 62万円（合計所得金額が2,350万円以下の個人4万円引き上げ）

[給与所得控除] 最低保障額を 69 万円に引き上げ

(2) 税制上の基準額の点検・見直し

*中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

現行：30万円未満 → 40万円未満に引き上げ・3年延長
(令和11年3月31日まで)

*食事支給・マイカー通勤の通勤手当に係る所得税非課税限度額

[食事支給] 使用者の負担額の上限 3,500 円 → 7,500 円

[マイカー通勤の通勤手当] 片道 55 km 以上も 5 段階に区分 ※

※片道 55 km 以上までの非課税限度額については、
令和 7 年 11 月、令和 7 年 4 月に遡って改正されています。
25 km 以上の区分は、国税庁 web ページでご確認ください。

2 km未満	(全額課税)
2 km以上 10 km未満	4,200 円
10 km以上 15 km未満	7,300 円
15 km以上 25 km未満	13,500 円



遠距離限定 | オンライン顧問契約プラン実施中

みやぎ税務会計事務所 ラクホS

